

定 款

株式会社アイフリークモバイル

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アイフリークモバイルと称し、英文では I-FREEK MOBILE INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービスおよび仲介ならびに代金決済システムの導入代行業務
2. 携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務および電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
3. コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
4. マルチメディアおよびコミュニケーションツールの研究、開発
5. 携帯電話を含む情報端末およびインターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発
6. インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営および配信
7. 映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売
8. 放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作
9. 映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務
10. キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務

11. 芸能人、クリエイター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務
12. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託
13. 印刷業、製版業、出版業、写真撮影および写真製版業
14. 家具、什器備品、文房具、衣料用繊維製品、衣料品、日用雑貨品、衣料品雑貨、寝具、装飾品、宝飾品、雑貨什器、鞆、袋物、皮革製品、履物、インテリア用品、厨房器具、医薬品、医薬部外品、民芸品、工芸品、ペット用品、玩具の企画、製造、販売および輸出入
15. 酒類、茶類、清涼飲料水、食料品、生鮮食品、冷凍食品、加工食品の企画、製造、販売および輸出入
16. 化粧品、健康食品、健康器具、痩身美容機器等の企画、製造、販売および輸出入
17. 医薬品医療機器等法に定められた高度管理医療機器等の企画、製造、販売および輸出入
18. 有価証券の取得、投資、保有および運用業務
19. 代金前払い方式の金券の発行、販売および商品交換業務ならびにポイントカードサービスの企画、運營業務
20. 暗号資産交換業
21. 金融商品取引業
22. 有限責任事業組合財産の運用及び管理、並びに有限責任事業組合への出資
23. 匿名組合財産の運用及び管理、並びに匿名組合への出資
24. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理
25. カルチャー教室、レッスン教室の開設指導および経営ならびに各種学校の経営
26. 消費者購買動向等マーケティング調査ならびにこれらに関する情報の分析、提供
27. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業および職業安定法に基づく有料職業紹介事業
28. セールスプロモーションの企画、制作
29. 旅行業法に基づく旅行業
30. 古物売買業
31. 市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務
32. 電子機器を使用する格闘、スポーツ競技事業（esports 事業）

- 33. データサイエンス事業における各種情報の調査・分析・提供業務
- 34. 暗号資産やブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、設計、サービスの企画、販売、保守およびコンサルティング
- 35. 上記各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を、東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、3,633万6,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することがで

きる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会

において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(常勤監査役)

第33条 常勤監査役は、監査役会の決議によって決定する。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定とする契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 48 条 当社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰

余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第 50 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

付 則

この定款は、平成 18 年 7 月 1 日に改定する。
この定款は、平成 18 年 10 月 26 日に改定する。
この定款は、平成 18 年 11 月 7 日に改定する。
この定款は、平成 19 年 6 月 28 日に改定する。
この定款は、平成 21 年 6 月 25 日に改定する。
この定款は、平成 23 年 2 月 9 日に改定する。
この定款は、平成 23 年 6 月 24 日に改定する。
この定款は、平成 24 年 6 月 26 日に改定する。
この定款は、平成 25 年 2 月 15 日に改定する。
この定款は、平成 25 年 7 月 31 日に改定する。
この定款は、平成 27 年 6 月 27 日に改定する。
この定款は、平成 29 年 6 月 27 日に改定する。
この定款は、平成 30 年 6 月 27 日に改定する。
この定款は、令和元年 6 月 25 日に改定する。
この定款は、令和 3 年 6 月 25 日に改定する。